

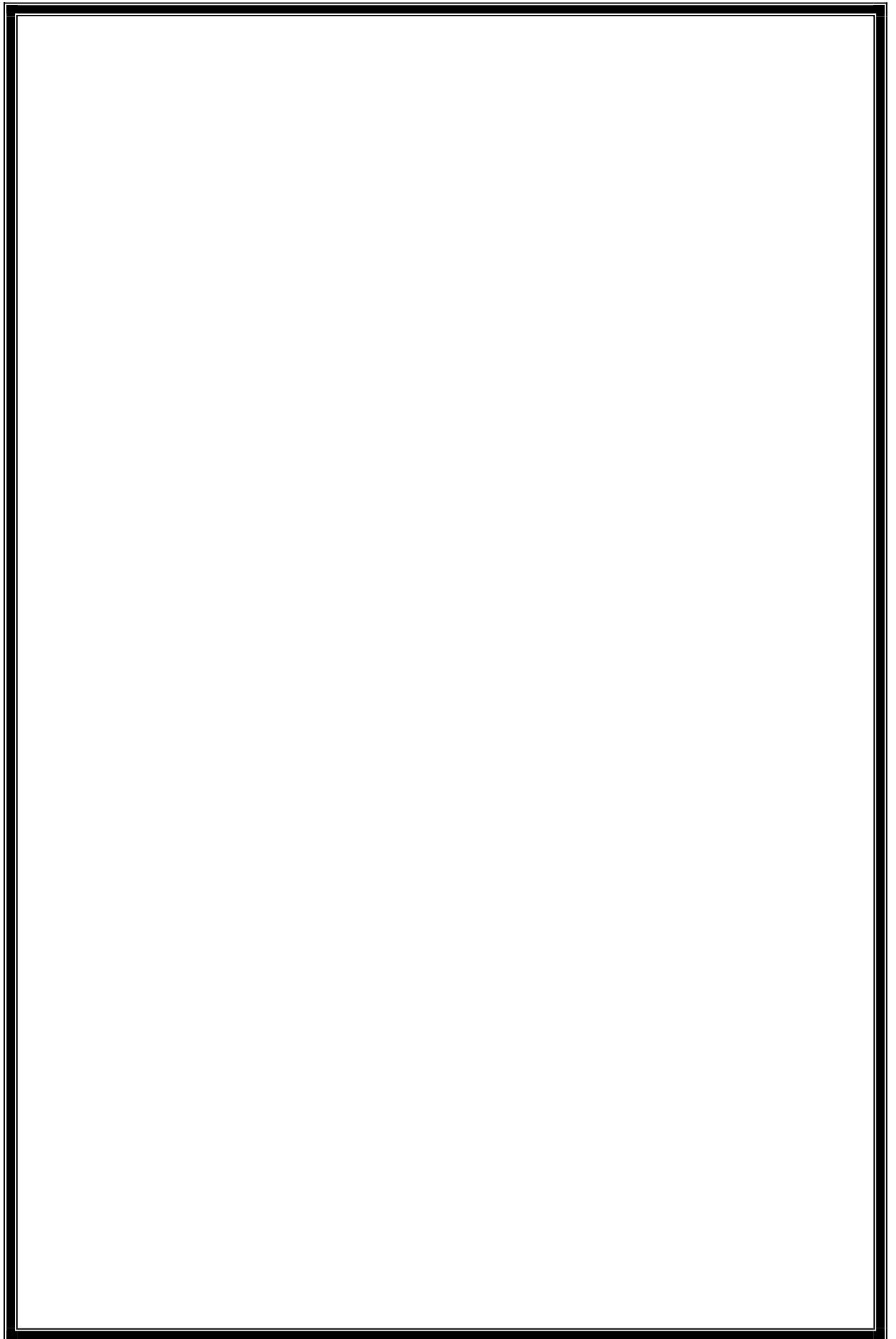
令和 8 年度

「介護サービス情報の公表」制度

報告・調査事務・情報公表事務に関する計画

宮 城 県

令和 8 年 8 月



介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」制度の令和8年度の実施に関し、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第37条2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」（以下「令和8年度計画」という。）を次のとおり定めます。

令和8年7月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1章 基本的事項

1 計画の基準日

令和8年4月1日

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 制度の対象となる介護サービス

令和8年度に「介護サービス情報の公表」制度の対象となる介護サービス（以下「公表対象サービス」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の4第1項等に規定するサービスとします。

なお、宮城県では、これらの公表対象サービスを、公表する介護サービス情報の内容の多くが共通するものとして、17の介護サービスグループ（下記A～Q）に整理して運用します。

◎公表対象サービス一覧表

介護サービスグループ	報告区分 〔調査票区分〕	公表対象サービス 〔●…主たるサービス ○…指定状況によって、主たるサービスになることがある。〕
A	1	●訪問介護（※1）
	2	○夜間対応型訪問介護
B	3	●訪問入浴介護
		介護予防訪問入浴介護
C	4	●訪問看護
		介護予防訪問看護
	8	○指定療養通所介護
D	5	●訪問リハビリテーション
		介護予防訪問リハビリテーション
E	6	●通所介護（※2）
	33	○地域密着型通所介護
	7	○認知症対応型通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護
	(8)	○指定療養通所介護
F	9	●通所リハビリテーション
		介護予防通所リハビリテーション
	(8)	○指定療養通所介護

G	1 0	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
		介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
	1 1	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
		介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
	1 2	●地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
	1 3	●特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
		介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
	1 4	●特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
		介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
	1 5	●地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
H	1 6	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
		介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
	1 7	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
		介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
I	1 8	●地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
J	1 9	●福祉用具貸与
		介護予防福祉用具貸与
K	2 0	●特定福祉用具販売
		特定介護予防福祉用具販売
I	3 1	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
J	2 1	●小規模多機能型居宅介護
		介護予防小規模多機能型居宅介護
K	2 2	●認知症対応型共同生活介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護
L	3 2	●複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
M	2 3	●居宅介護支援
N	2 4	●介護老人福祉施設
	2 5	○短期入所生活介護
		介護予防短期入所生活介護
O	2 6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	2 7	●介護老人保健施設
P	2 8	○短期入所療養介護（介護老人保健施設）
		介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
	3 4	●介護医療院
P	3 5	○短期入所療養介護（介護医療院）
		介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

Q	30	○短期入所療養介護（療養病床を有する病院等） 介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
---	----	---

(※1) 介護予防訪問介護は、介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行したことから、平成30年度より公表対象サービスから除く。

(※2) 介護予防通所介護は、介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行したことから、平成30年度より公表対象サービスから除く。

4 情報公表センター及び調査機関の指定

宮城県知事は、法第115条の36第1項及び第115条の42第1項の規定により、介護サービス情報の報告の受理及び公表事務を指定情報公表センターに、調査事務を指定調査機関に行わせるため、次の法人を指定しています。

(1) 宮城県指定情報公表センター（1か所）

名 称	特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」
所 在 地	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-17-24 高裁前ビル5階
連 絡 先	電 話 番 号 022-290-9883 FAX番号 022-290-9883

(2) 宮城県指定調査機関（2か所）

名 称	特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会
所 在 地	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡四丁目2番8号 仙台MTビルEAST2階
連 絡 先	電 話 番 号 022-293-8158 FAX番号 022-293-8230

名 称	特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
所 在 地	〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2番45号 フォレスト仙台5階
連 絡 先	電 話 番 号 022-276-5202 FAX番号 022-276-5205

第2章 報告に関する計画

1 報告の対象となる事業所

次の（１）ないし（３）に該当する介護サービス事業所又は施設（以下「事業所」という。）は、法第115条の35第1項の規定により、介護サービス情報を報告するものとします。

（１）新規事業所

令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間に新規の指定又は許可（以下「指定等」という。）を受け、公表対象サービスの提供を開始する事業所

（２）既存事業所

計画の基準日（令和8年4月1日）現在、指定等を受けた公表対象サービスの提供を行っており、かつ、計画の基準日前1年間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に支払を受けた当該公表対象サービスに係る介護報酬（利用者負担分を含む。）の金額が100万円を超える事業所（対象となる事業所の名称、所在地、介護保険事業所番号、サービスの種類等については、別添「令和8年度介護サービス情報の公表対象事業所リスト」（以下「対象事業所リスト」という）のとおり）。

なお、対象事業所リストは、宮城県国民健康保険団体連合会及び県内市町村から提供された介護報酬支払実績をもとに、令和8年4月1日現在のリストとして作成したものです。事業所の休止又は廃止など、当該リストの前提となる事実に変更等が発生した場合には、宮城県指定情報公表センターまでお申し出ください。

（３）調査希望事業所

上記（１）及び（２）以外で、事業者自ら訪問調査を希望する事業所

2 報告する介護サービス情報の内容

介護サービス情報の報告は、次の区分により、基本情報（施行規則別表第1に定める情報をいう。以下同じ。）、運営情報（施行規則別表第2に定める情報をいう。以下同じ。）について行います。

	基本情報	運営情報	事業所の特色/一人当たり賃金の報告※
新規事業所	必須	—	任意
既存事業所	必須	必須	任意
調査希望事業所	必須	必須	任意

※積極的に活用、公表することが望ましい。

報告は、原則として、第1章3の公表対象サービス一覧表の「報告区分（調査票区分）」に従い、全ての報告対象サービスについてそれぞれ行っていただきます。ただし、1つの事業所において、報告対象である本体サービス（主たるサービス）と同じく報告対象である介護予防サービスを一体的に運営している場合には、本体サービスについての報告をもって介護予防サービスについても報告を行なったものとみなしますので、当該介護予防サービスについての報告は不要です。

3 報告の提出方法及び期限

(1) 報告の提出方法

介護サービス情報（基本情報、運営情報）の報告は、厚生労働省が指定した調査票様式に必要事項を記入し、原則として、「介護サービス情報報告システム」により指定情報公表センターに提出するものとします。

対象事業所に対しては、指定情報公表センターから「令和8年度介護サービス情報の公表について（重要なお知らせ）」が送付されますので、各事業所は、送付された書類に記載された手順に従って指定情報公表センターへ報告を行ってください。

なお、報告を行う介護サービス事業者のインターネット環境その他の事情により、これにより難しい場合には、報告の方法について指定情報公表センターと協議するものとします。

(2) 報告の期限

介護サービス情報の報告期限は、指定情報公表センターが別に指示する日（指定情報公表センターが送付する「令和8年度介護サービス情報の公表について（重要なお知らせ）」に記載）とします。

4 変更の報告

既に報告した基本情報に変更があったときは、上記3（1）に定める方法により、随時変更の報告を行うことができるものとします。この場合には、宮城県手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）（以下「手数料条例」という。）で定める公表手数料は徴収しません。

なお、運営情報については、原則として変更を行うことはできません。

5 廃止・休止又は再開した場合の取扱い

対象事業所リストに掲載された事業所が上記3（2）の報告期限より前に廃止し、又は報告対象サービスの提供を休止した場合には、上記1（2）の規定にかかわらず、報告を行う必要はありません。

なお、公表対象サービスの提供を休止していた事業所等が令和8年4月2日以降にその提供を再開した場合には、上記1（1）に定める新規事業所として報告が必要になります。

第3章 調査事務に関する計画

1 調査の対象となる事業所

令和8年度の調査は、「宮城県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」（以下「調査指針」という。）に基づき、第2章の1（2）に定める既存事業所のうち、下記の時期に介護保険指定事業所の指定等を受けた事業所について実施します。

- ・平成12年度
- ・平成13年度
- ・平成14年度
- ・平成23年度
- ・平成25年度後半から平成26年度前半（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）
- ・平成28年度後半から平成29年度前半（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）
- ・令和元年度後半から令和2年度前半（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）
- ・令和4年度後半から令和5年度前半（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）
- ・令和6年度後半から令和7年度前半（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）

対象となる事業所の名称、所在地、介護保険事業所番号、サービスの種類等については、対象事業所リストのとおりです。また、上記以外でも、事業者自ら調査を受けることを希望する事業所、報告内容に虚偽が疑われる事業所、その他県において調査が必要と認める事業所等に対しても、調査指針に基づき適宜調査を実施します。

2 事業所ごとの調査を行う月及び調査を行う指定調査機関

事業所ごとの調査を行う月及び調査を行う指定調査機関は、対象事業所リストに定めるとおりです（調査希望事業所、報告内容に虚偽が疑われる事業所、その他県において調査が必要と認める事業所等に対して実施する調査を除く）。具体的な調査日時等は、当該調査を担当する指定調査機関と調査対象事業所との間で調整するものとします。

なお、調査対象事業所は、割り当てられた指定調査機関の調査を受けることについて、当該指定調査機関と利害関係があるなど正当な理由がある場合には、指定情報公表センターに理由を付して文書で申し出ることにより、その変更を求めることができるものとします。また、報告期限及び調査を行う月等についても同様の取扱いとし、再調整を求めることができるものとします。

3 調査の方法

調査は、調査を行う指定調査機関が指名した調査員1名以上が事業所を訪問し行います。

当該事業所から報告された運営情報のうち「確認のための材料がある旨の報告があった事項」については、当該確認のための材料の有無を確認する方法によって行います。

なお、1つの事業所が、第1章3の表中の同一「介護サービスグループ」内の複数の報告対象サービスを一体的に運営している場合には、同一の事業者による取組であり、基本的に全ての対象サービスについて共通しているという考え方を前提として、主たるサービスについての調査をもって、当該グループ内の他の対象サービスについても調査を行なったものとみなします。

4 調査手数料

調査事務を行うための費用に充てるため、手数料条例第2条の規定により、第3章の1に定める既存事業所及び調査希望事業所から調査手数料を徴収します。手数料の金額は、公表対象サービス一覧表の介護サービスグループ（以下「グループ」という。）ごとに次の3区分の額となっています。

グループ J、K、M	区分Ⅰ	1件 23,000円
グループ A、B、C、D、E、F、H	区分Ⅱ	1件 24,000円
グループ G、I、L、N、O、P、Q	区分Ⅲ	1件 25,000円

調査手数料は、以下のいずれかの方法により、納付するものとします。

※宮城県収入証紙での納付は、令和8年3月末で終了いたしました。

- (1) 宮城県手数料セルフレジでの支払時に発行される所定の額の「レシート（提出用）」を貼り付けた「宮城県介護サービス情報調査手数料納付書」を県に提出することにより納付する方法。
- (2) みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）にアクセスし、必要情報を入力の上、オンライン決済を行うことにより納付する方法。

○みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）リンク

【宮城県】介護サービス情報の公表に係る手数料納付フォーム_保健福祉部長寿社会政策課

<https://logoform.jp/form/GQGB/1091768>

第4章 情報公表事務に関する計画

1 情報公表の対象となる事業所

第2章の1に規定する事業所について、介護サービス情報の公表を行います。

2 公表を行う時期

介護サービス情報の公表は、原則として、新規事業所については報告を受理した日、既存事業所については調査が終了した日の翌日から起算して30日以内に実施します。

3 公表の方法

介護サービス情報の公表は、インターネット上の次のホームページに情報を掲載する方法によって行います。

【宮城県介護サービス情報公表システム】

インターネットアドレス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

※「宮城県介護サービス」をキーワードに検索していただいてもご覧いただけます。

インターネットを利用されない方でも、県の機関、県内の市町村又は地域包括支援センター等において、必要に応じて閲覧又は印刷していただくこともできます。

4 廃止又は休止した事業所の介護サービス情報の取扱い

既に介護サービス情報を公表した事業所が公表対象サービスの提供を廃止又は休止した場合は、当該廃止又は休止した事実を確認した時点で、当該事業所からの申し出を待たずに、介護サービス情報公表システムから該当する情報を削除できるものとします。

5 公表している介護サービス情報の更新

令和6年度以前に公表された後、更新されていない情報については、令和8年度の公表対象事業所の情報の公表が完了したときに非公表とします。

6 公表手数料

情報公表事務を行うための費用に充てるため、手数料条例第2条の規定により、介護サービス情報の公表を行う事業所等から公表手数料を徴収します。

手数料の額は、公表対象サービスが属するグループごとに1件6,000円です。

公表手数料は、以下のいずれかの方法により、納付するものとします。

※宮城県収入証紙での納付は、令和8年3月末で終了いたしました。

- (1) 宮城県手数料セルフレジでの支払時に発行される所定の額の「レシート（提出用）」を貼り付けた「宮城県介護サービス情報調査手数料納付書」を県に提出することにより納付する方法。
- (2) みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）にアクセスし、必要情報を入力の上、オンライン決済を行うことにより納付する方法。

○みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）リンク

【宮城県】介護サービス情報の公表に係る手数料納付フォーム_保健福祉部長寿社会政策課
<https://logoform.jp/form/GQGB/1091768>

ただし、次の場合には公表手数料は徴収しないこととします。

- （１）既存事業所が対象事業所リストで定められた公表対象サービスと同一のグループに属する公表対象サービスについて新たに指定を受けた場合（上記リストで定められた調査対象サービスについて、その後の休止又は廃止等により公表が行われなかったときを除く。）
- （２）第２章の４に定める変更の報告を行う場合

第５章 その他

１ 指定調査機関の審査に関する事項

本県における対象事業所数、指定調査機関の調査員数等を勘案し、宮城県指定調査機関は２法人とします。

２ 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

宮城県知事から、法第１１５条の３５第４項の規定に基づき報告を行うこと、報告の内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報の報告期限又は調査及び公表の時期については、当該命令において別途定めます。

３ 介護サービス情報公表事務の指定都市への移譲等について

平成３０年４月より、介護サービス情報の公表に係る事務・権限が指定都市へ移譲されました。これにより、仙台市内に所在する事業所につきましては、仙台市が担当となります。